

厚生労働省発基安1226第1号

労働政策審議会

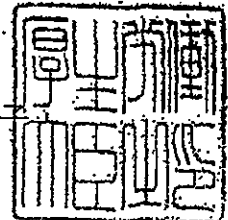
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年12月26日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

サイクロトロン等の装置から発生した電離放射線により汚染された物の取扱いの業務を、作業環境測定及び健康診断の対象となる放射線業務に追加すること。

第二 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条に規定する次に掲げる物について、適用除外製品等から除外することにより、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないものとし、当該規定を削除すること。

一 石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。

）を含有するガスケットであつて、現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるもので、直径千五百ミリメートル以上のもの

二 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であつて、一に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十四年三月一日から施行すること。ただし、第一は、同年四月一日から施行すること。

二 経過措置

(一) 第二の一に掲げる物のうち、平成二十四年三月一日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条の規定は適用しないこと。

(二) (一)に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他

この政令の施行に関し、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。